

○ 老人休養ホームの設置運営について（昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>（別紙3） 老人休養ホーム管理基準</p> <p>第2 施設の管理</p> <p>4 老人休養ホーム及びその周辺における環境衛生については、特に留意し、常に清潔に整備されていなければならないこと。</p> <p>5 <u>老人休養ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>6 <u>老人休養ホームは、当該老人休養ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。</u> <u>なお、インフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、利用者への注意喚起等に努めること。</u></p> <p>7 老人休養ホーム内における火災、盗難等非常災害発生の防止には、万全を期さなければならないこと。</p> <p>8 火災その他非常事態が発生した場合には、すみやかに利用者の安全を図るとともに関係機関に通報し、被害を最小限度にとどめるように努めなければならないこと。</p>	<p>（別紙3） 老人休養ホーム管理基準</p> <p>第2 施設の管理</p> <p>4 老人休養ホーム及びその周辺における環境衛生については、特に留意し、常に清潔に整備されていなければならないこと。</p> <p>5 老人休養ホーム内における火災、盗難、<u>伝染病</u>等非常災害発生の防止には、万全を期さなければならないこと。</p> <p>6 火災その他非常事態が発生した場合には、すみやかに利用者の安全を図るとともに関係機関に通報し、被害を最小限度にとどめるように努めなければならないこと。</p>

○ 老人憩の家の設置運営について（昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>別紙2 老人憩の家管理基準</p> <p>4 老人憩の家内における火災、盗難の防止には万全を期さなければならないこと。</p> <p><u>5 老人憩の家は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。</u></p> <p><u>6 老人憩の家は、当該老人憩の家において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。</u></p> <p><u>なお、インフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、利用者への注意喚起等に努めること。</u></p> <p>7 老人憩の家の特別の設備を利用させる場合の利用料については、条例に規定しなければならないこと。</p> <p>8 老人憩の家においては、次の事項を憩の家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。</p> <p>ア 利用手続</p> <p>イ 特別の設備を利用する場合の利用料</p> <p>ウ 利用時間等利用者の遵守すべきこと。</p>	<p>別紙2 老人憩の家管理基準</p> <p>4 老人憩の家内における火災、盗難の防止には万全を期さなければならないこと。</p> <p>5 老人憩の家の特別の設備を利用させる場合の利用料については、条例に規定しなければならないこと。</p> <p>6 老人憩の家においては、次の事項を憩の家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。</p> <p>ア 利用手続</p> <p>イ 特別の設備を利用する場合の利用料</p> <p>ウ 利用時間等利用者の遵守すべきこと。</p>

○ 軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>別紙 軽費老人ホーム設置運営要綱 第2 軽費老人ホーム（A型） 6 処遇 （1）～（4）（略） <u>（5）衛生管理等</u> ① <u>軽費老人ホーム（A型）は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。</u> <u>ア 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</u> <u>イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</u> ② <u>軽費老人ホーム（A型）は、当該軽費老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p>	<p>別紙 軽費老人ホーム設置運営要綱 第2 軽費老人ホーム（A型） 6 処遇 （1）～（4）（略）</p>

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(6) (略)

第3 軽費老人ホーム（B型）

6 処遇

(1)～(5) (略)

(6) 衛生管理等

① 軽費老人ホーム（B型）は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

② 軽費老人ホーム（B型）は、当該軽費老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) (略)

第3 軽費老人ホーム（B型）

6 処遇

(1)～(5) (略)

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

第4 ケアハウス
7 サービスの内容

(1) ~ (7) (略)

(8) 衛生管理等

① ケアハウスは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

② ケアハウスは、当該ケアハウスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措

第4 ケアハウス
7 サービスの内容

(1) ~ (7) (略)

置を講ずるよう努めなければならない。

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(9) ~ (10) (略)

(8) ~ (9) (略)